

27 会 監 第 223 号

平成 28 年 3 月 23 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

- 1 監査の対象 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、地域づくり課、秘書広聴課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課、河東支所住民福祉課）
- 2 監査の期間 平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 23 日まで
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 28 年 1 月 20 日
備品調査日 平成 28 年 1 月 20 日
対面監査日 平成 28 年 2 月 10 日
- 4 監査対象期間 平成 27 年度（4 月から 11 月までの事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務

- (4) 経営に係る事業の管理 主要な事業の管理、業務処理の方法等
- (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取しました。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていました。
- なお、事務処理上留意すべき点等については、別途措置を促しました。
- また、様々な開拓的事業が進む中、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり意見を述べます。

(1) 意見

○契約事務の適正化及び透明化について

行政の本旨に照らし、市の事業を効率的かつ有効的に実施するために民間事業者に委託することの必要性については論をまたない。その契約のあり方についても様々な手法が整備されており、事業の性質により、経済性に配慮した最善の契約手法の選択に努められている。一方で、市には行政執行の公正性、公平性の確保を基本とした市民への重大な説明責任があることから、契約事務の執行においては

更なる適正性及び透明性の確保に留意し、対応されたい。